

岩美町定住促進奨励金

◆平成 21 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、岩美町内に住宅を新築し、居住した場合、一定の要件に当てはまれば奨励金の交付を受けることができます。

交付が受けられる対象者

- 次の要件すべてに該当する方が交付対象者となります。
 - ①平成 21 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、鳥取県東部市町以外から転入した方。
 - ②転入日前 1 年以内に岩美町から転出したことがない方。
 - ③交付年度の 1 月 1 日時点の世帯員が 2 人以上であること。
 - ④世帯責任者の年齢が、交付対象者の転入時点で 20 歳以上 61 歳未満であること。
 - ⑤対象住宅の所在地に住民登録をしていること。
 - ⑥世帯員に町税等の滞納がないこと。

交付の対象となる住宅

- 次の要件すべてに該当する住宅が対象住宅となります。
 - ①平成 21 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの間に、交付対象者が自ら居住する目的で岩美町内に新築した一戸建住宅。
 - ②専用住宅又は併用住宅であり、併用住宅については、居住部分の割合が 2 分の 1 以上であること。
 - ③居住部分の床面積が 50 m²以上 280 m²以下であること。

奨励金の額と交付期間

- 対象住宅のうち居住部分床面積の 120 m²までの部分に相当する、新築住宅に対する減額措置により減額された後の固定資産税額が奨励金の額になります。

(例 1) 床面積 100 m² 評価額 5,000,000 円 の住宅の場合

課税されるべき 固定資産税額 70,000 円	新築住宅に対する減額措置により 1/2 減額 35,000 円	⇒	奨励金として交付 35,000 円
	減額後固定資産税額 35,000 円		

(例 2) 床面積 200 m² 評価額 10,000,000 円 の住宅の場合

課税されるべき 固定資産税額 140,000 円	新築住宅に対する減額措置により 120 m ² の部分の 1/2 減額 42,000 円	⇒	奨励金として交付 42,000 円
	120 m ² の部分の 減額後固定資産税額 42,000 円		
	120 m ² を超える部分の 固定資産税 56,000 円		

- 対象住宅に対し新たに固定資産税が課されることとなった年度から 3 年度の間、毎年度ごとに交付します。

交付の条件

- 次の条件のいずれかに該当するときは、やむを得ないものと認める場合を除き、交付の決定を取り消し、奨励金を返還していただきます。
 - ①交付対象者の転入した日から 5 年以内に対象住宅を取壊し、又は売却したとき。
 - ②交付対象者又は同居者全員が、交付対象者の転入した日から 5 年以内に転出したとき。
 - ③世帯員に町税等の滞納が生じたとき。

手続きなど詳しいお問い合わせは、
岩美町役場 税務課 課税係
電話(0857)73-1413 まで